議提議案第９号

県立津久井やまゆり園における事件再発防止と障害者施設の安全確保を求める決議

平成２８年７月２６日未明、緑区に所在する県立津久井やまゆり園において、死者１９名を含む４６名の方が元施設職員に殺傷されるという、大変痛ましい事件が発生した。

容疑者は、障害のある人の命や尊厳を否定する供述をしているとも伝えられ、罪のない無抵抗の多くの方々の命を奪った残虐かつ身勝手極まりない卑劣な行為に強い憤りを禁じ得ない。

本市、県、国はもとより、関係機関との協力のもと、事件の真相を徹底究明することが急務である。

事件後明らかになってきた、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における課題の整理、国や県、市、警察、関連施設等との連携体制の強化、施設の安全対策、障害福祉に対する理解と人権尊重の啓発の強化については、総力を挙げて早急に取り組むことが必要である。

ここに本市議会は、被害に遭い亡くなられた方々や御遺族に対して深く哀悼の意を表すとともに、身体と心に傷を負われた方々のケアに各機関が力を尽くし、国会、政府及び関係機関に対し、このような悲惨な事件が二度と繰り返されることのないよう、関係機関の連携体制の構築、国民全体の障害福祉への理解の向上と障害者施設の安心と安全の確保に向け、早急な法整備及び財政措置も含めた対策が講じられるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

相　模　原　市　議　会

国　　　　会
内　　　　閣　　あ　て
関　係　機　関

平成２８年８月２５日提出

提出者　相模原市議会議員　小野沢　耕　一
提出者　相模原市議会議員　小　田　貴　久
提出者　相模原市議会議員　山　下　伸一郎
提出者　相模原市議会議員　臼　井　貴　彦
提出者　相模原市議会議員　小　野　　　弘
提出者　相模原市議会議員　古　内　　　明
提出者　相模原市議会議員　五十嵐　千　代
提出者　相模原市議会議員　西　家　克　己
提出者　相模原市議会議員　久保田　浩　孝

議提議案第１０号

次期介護保険制度改正における福祉用具貸与等の見直しに関する意見書

平成２７年６月３０日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。

現行の介護保険制度による福祉用具貸与や住宅改修に係る給付は、高齢者自身の自立意欲を高めるとともに介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしており、例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒・骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っており、また、外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

軽度者に対する福祉用具や住宅改修の利用が原則自己負担になれば、低所得者世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具や住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立した生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。

よって、国におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具貸与等の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

相　模　原　市　議　会

国　　　　会
内　　　　閣　あ　て

平成２８年9月３０日提出

提出者　相模原市議会議員　小野沢　耕　一
提出者　相模原市議会議員　小　田　貴　久

提出者　相模原市議会議員　山　下　伸一郎
提出者　相模原市議会議員　臼　井　貴　彦
提出者　相模原市議会議員　小　野　　　弘
提出者　相模原市議会議員　古　内　　　明
提出者　相模原市議会議員　五十嵐　千　代
提出者　相模原市議会議員　西　家　克　己
提出者　相模原市議会議員　久保田　浩　孝

議提議案第１１号

国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上、
並びにゆきとどいた教育の実現を求める意見書

三位一体改革により国庫負担の割合を３分の１に引き下げる改正が行われ、地方自治体の財政状況を圧迫している状況が続いているが、全国的な教育の機会均等と水準の維持・向上のためには、義務教育費国庫負担制度を存続し、国において教育予算を負担することが必要不可欠である。

また、教育現場では、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな教育を実現し、確かな学力と生きる力を育むためにも、少人数学級などの更なる推進が求められている。

さらに、平成２９年度からの県費負担教職員給与負担事務の指定都市への権限移譲に当たっては、指定都市の財政運営に支障がないよう、国による適切な地方財政措置が必須となる。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

１　教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。

２　ゆきとどいた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、少人数学習や少人数学級の推進など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

３　県費負担教職員給与負担事務等の指定都市への移譲にあたって、国による適切な地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

相　模　原　市　議　会

国　　　　会
内　　　　閣　あ　て

平成２８年９月３０日提出

提出者　相模原市議会議員　栗　原　　　大
提出者　相模原市議会議員　渡　部　俊　明
提出者　相模原市議会議員　石　川　　　達
提出者　相模原市議会議員　山　下　伸一郎
提出者　相模原市議会議員　石　川　将　誠
提出者　相模原市議会議員　五十嵐　千　代
提出者　相模原市議会議員　久保田　浩　孝
提出者　相模原市議会議員　中　村　昌　治
提出者　相模原市議会議員　岸　浪　孝　志